3　通行方法　1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成29年４月３日

中国地方整備局長　丸山　隆英

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	浜田市西村町1399番２から浜田市三隅町三隅70番２まで
一般国道30号	岡山市北区表町三丁目19番10から岡山市南区青江935番１まで

2　指定する期日　平成29年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成29年４月３日

中国地方整備局長　丸山　隆英

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	浜田市西村町1399番２から浜田市三隅町三隅70番２まで
一般国道30号	岡山市北区表町三丁目19番10から岡山市南区青江935番１まで

2　指定する期日　平成29年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

国会試験

平成29年度参議院事務局職員採用試験公告

平成29年度参議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成29年４月３日　参議院事務局

1　試験の名称

⑴　参議院事務局職員採用一般職試験

⑵　参議院事務局職員採用専門職（衛視）試験

2　採用予定人員

⑴　一般職試験　若干名

⑵　専門職（衛視）試験　若干名

3　採用予定期日　平成30年４月１日

4　一般職試験

⑴　初任給　行政職給料表㈠１級５号給を支給する。

⑵　受験資格　平成８年４月２日から平成12年４月１日までに生まれた者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることのできない者は、受験することができない。

⑶　第１次試験

①　実施日　平成29年８月19日（土）

②　試験地　東京都

③　内容

㈠　基礎能力試験〔多枝選択式〕

㈡　一般常識試験〔短文記述式〕

㈢　作文

㈣　事務適性試験

④　合格者発表　平成29年９月１日（金）

参議院第二別館前に掲示するほか、参議院ホームページでも発表する。

合格者には郵便で通知する。

⑷　第２次試験…第１次試験合格者に対して行う。

①　実施日　平成29年９月中旬以降のいずれか指定する日

②　試験地　東京都

③　内容　人物試験（グループワーク及び個別面接）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑸　最終合格者発表　平成29年10月31日（火）以降各人に合否を郵便で通知する。

5　専門職（衛視）試験

⑴　初任給　議院警察職給料表１級３号給を支給する。

⑵　受験資格　平成９年４月２日から平成12年４月１日までに生まれた者で次に掲げるもの

①　高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成30年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

②　参議院事務局が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることのできない者は、受験することができない。

⑶　第１次試験

①　実施日　平成29年８月19日（土）

②　試験地　東京都

③　内容

㈠　基礎能力試験〔多枝選択式〕

㈡　一般常識試験〔短文記述式〕

㈢　作文

④　合格者発表　平成29年９月１日（金）

参議院第二別館前に掲示するほか、参議院ホームページでも発表する。

合格者には郵便で通知する。

⑷　第２次試験…第１次試験合格者に対して行う。

①　実施日　平成29年９月中旬以降のいずれか指定する日

②　試験地　東京都

③　内容

㈠　人物試験（個別面接）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

㈡　基礎体力検査

㈢　身体検査

⑸　最終合格者発表　平成29年10月31日（火）以降各人に合否を郵便で通知する。

6　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿を作成し、採用は名簿に記載された者の中から行う。

7　受験申込手続

⑴　受験案内の入手方法

①　直接取りに来る場合　参議院事務局人事課任用係で交付する（土曜日、日曜日及び祝日等を除く午前９時30分から午後５時30分まで）。

②　ダウンロードする場合　参議院ホームページからダウンロードすることができる。

③　郵便により請求する場合　封筒の表に「一般職受験案内請求」又は「衛視受験案内請求」のいずれかを朱書きし、205円分の切手を貼った角形２号（Ａ４判が入る大きさ）程度の返信用封筒に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記し、同封すること。